

生成 AI サービス提供業務仕様書

小野市総務部 ICT 推進課

1. 利用期間

2025年2月3日(予定)から2025年3月31日までとする。

2. 業務内容

(1) 生成 AI サービスの提供

(2) 導入・活用支援

- ・利用開始時のユーザアカウント初期登録
- ・職員研修
- ・利用サポート(ヘルプデスク)
- ・プロンプトテンプレートの提供
- ・その他サービス利用にあたって必要となるサービス

(3)ドキュメントの提供

利用マニュアル、研修資料等(1)(2)に関するドキュメント

3. 利用料金

月額固定料金であること。(利用料金の上限が設定できる場合も可とする。)

なお、入出力文字数に制限がある場合は当市の職員数を踏まえた文字数で提案すること。

(当市の職員数 定数内:340人 定数外:274人)

4. 生成 AI サービスの基本仕様

(1)想定する言語モデル

Claude3.5(Anthropic社)、ChatGPT-4(OpenAI社)、Gemini1.5(Google社)に相当する性能、または以上の性能を持つ大規模言語モデルが利用できること。

なお、本サービスの利用料を勘案し、サービス提供者が業務に支障がないと考える範囲で性能が劣るモデルを併用するサービスも提供可とする。(提案書に併用方法・範囲などサービスの詳細を記載すること)

(2)利用環境

統合行政ネットワーク(LGWAN)環境の業務用パソコンでブラウザ(Microsoft Edge、Google Chrome)を使用してクラウドサービスとして利用できること。

(LGWAN-ASP サービスリストに登録されていること。)

(3)ユーザアカウント

- ・ユーザアカウント数に制限がないこと

- ・同時接続数は20以上とすること（同時接続数については評価する。）
- ・管理者アカウントと一般ユーザアカウントを区分して権限設定できること。
- ・管理者が複数のユーザアカウント管理（登録状況の確認、追加、削除、変更等）を容易に行えること。
- ・各アカウントは ID パスワード等でユーザ認証できること。

(4) アクセス等ログ

- ・管理者により、ユーザの利用状況・アクセスログ等の確認が可能であること。
- ・チャット履歴(利用アカウント、利用日時、言語モデル、プロンプト内容、回答内容等)をログとして蓄積すること。
- ・アクセスログ、チャット履歴については CSV 等のデータで出力できることが望ましい。

(5) その他

- ・チャットは複数のユーザ間で共有できることが望ましい。(評価対象)

5. 検索拡張生成 (Retrieval-Augmented Generation=RAG)

- (1) 検索拡張生成機能により事前にアップロードした本市が保有するデータ（組織内情報）に基づく回答生成が可能なこと。
- (2) 随時データアップロード、削除が可能なこと。なお、一般ユーザによるデータアップロード等が可能かつデータアップロードが可能なユーザを制限できる場合は評価する。
- (3) アップロード可能なファイル形式はテキスト、Microsoft Office のファイル（docx 等）、PDF など汎用的なものとする。
- (4) アップロードデータはフォルダ等で管理・整理ができること。
なお、フォルダやデータごとに権限設定ができることが望ましい。(評価対象)

5. プロンプト

- (1) 自治体業務に有用なテンプレートを提供すること。
なお、提供されるテンプレートは随時追加されることが望ましい。(評価対象)
- (2) テンプレートはユーザ側でも随時追加でき、本市のユーザ間で共有できること。
なお、共有範囲は制限できることが望ましい。(評価対象)

6. セキュリティ

- (1) 入出力した情報が生成 AI の学習に利用されないこと。
- (2) 入出力した情報がサービス提供者の LLM (大規模言語モデル) サーバに保存されないこと。
- (3) 日本国の法律および締結された条約が適用される国内データセンターにおいてデータ及びチ

ャット履歴が保存され、日本国に裁判管轄権があること。

(4) 禁止ワードや個人情報、機密情報の入力制限もしくは警告、マスキング処理等の機能を有すること。 ※当該機能の詳細を提案書に記載すること。

(5) 情報セキュリティマネジメントシステムに関する国際規格の認証(ISO/IEC27001)を受けていること。

また、その他のクラウドサービス提供に係る情報セキュリティの認証を受けていることが望ましい。

(6) 契約終了時及び契約期間中に発生した記憶媒体の廃棄にあたっては、その情報を復元できないように処置することが望ましい。(評価対象)

7. 再委託

(1) 本業務を第三者に委託又は請け負わせること(以下「再委託」という。)は原則、禁止する。ただし、やむを得ない場合は事前に市の承諾を得た上で、本契約に基づく業務の一部を第三者(以下「再委託先」という。)に対し再委託できるものとする。

(2) 受注者が(1)のとおり承諾を得ようとする場合は、再委託の理由、再委託先、再委託の内容、再委託先が取り扱う情報及び再委託先に対する監督の方法等を記載した申請書を本市に提出するものとする。

(3) 受注者は、再委託先に、本契約において受託者が負う義務と同等の義務を負わせるものとする。

(4) 受注者は、再委託先に、本契約内容を遵守させなければならない。

8. 秘密保持

仕様書に基づく全ての作業において、本市が提供した業務上の情報を第三者に開示し、又は漏えいしないこと。また、本業務履行期間終了後も同様とする。

9. その他

(1) 受注者は本市の契約規則及びセキュリティポリシー等に基づく指示に従い業務を実施すること。また、業務を遂行するにあたり、従事者に対して情報セキュリティ教育を実施し、関係法令等を遵守して実施すること。

(2) 受注者が、本仕様書の内容に違反し損害を与えた時は、本市と協議の上、その損害を賠償しなければならない。

(3) 履行期間終了時に不要となった情報資産は、受注者において復元不可能な状態で廃棄すること。

(4) その他本仕様書に定めのない事項については、双方が協議して決定する。